

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和5年2月2日改訂

令和5年3月10日追補

日本船舶代理店協会

マスク着用の考え方の見直し等を踏まえた対応について

政府は、基本的対処方針を変更し、令和5年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。同日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、高齢者等が集まる催事を行う際など、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることはありうるものとしております。当協会においては、今後のマスクの着脱については、政府の「マスク着用の考え方の見直し等 について」に従い、ガイドラインにおける利用者や従業員に対するマスク着用の取り扱いを、令和5年3月13日より、「個人の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は個人の判断に委ねる」こととします。なお、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を推奨することを妨げるものではありませんので、各事業所においてご判断ください。